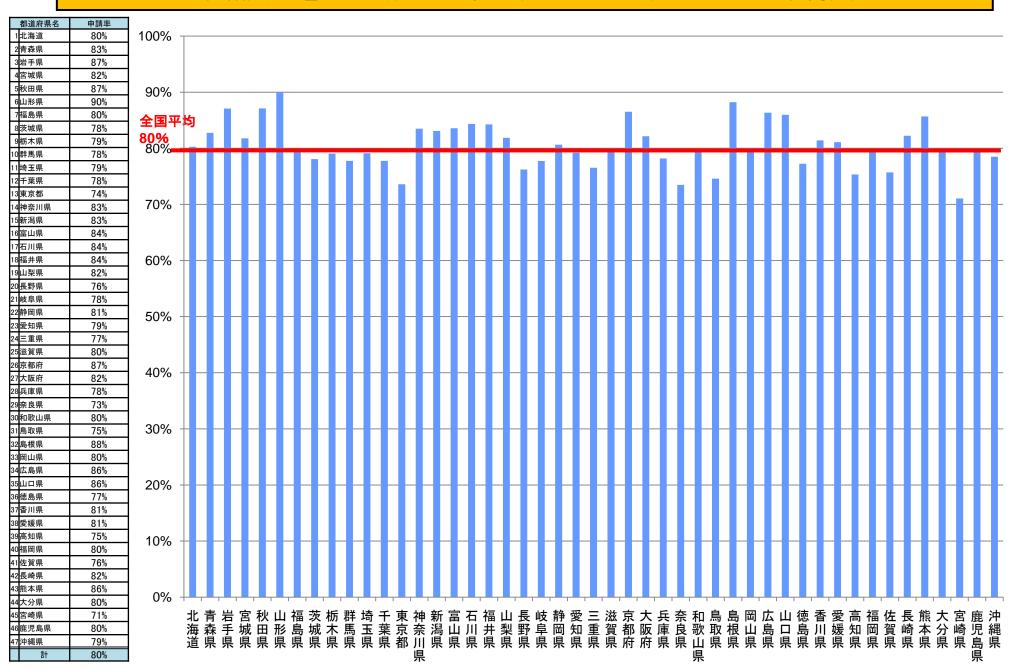
老健局 重点事項説明資料

平成22年1月15日(金) 全国厚生労働関係部局長会議

~ 目 次 ~

 1. 介護職員の処遇改善について ・介護職員処遇改善交付金の申請率について ―――――― 1 ・平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金事業の スケジュール(案)について ――――――― 2 	
2. 介護関連施設の整備について ————————— 3	
 3. その他 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置について―― 6 未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果ついて ―――――― 7 市町村地域包括ケア推進事業について ―――――― 8 	

介護職員処遇改善交付金の申請率について(H21.12月末現在)



平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール(案)について

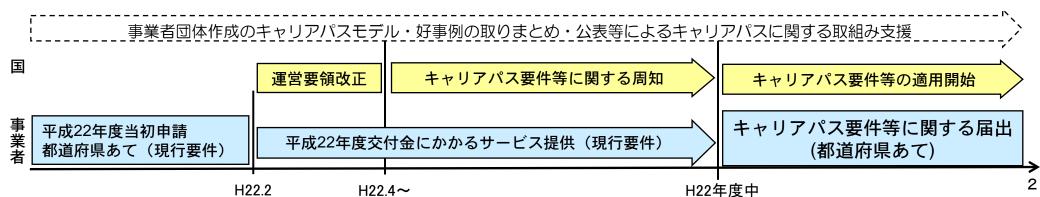
① キャリアパス要件等の設定について

- 平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金の助成にあたっては、現行要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合、助成額を減額することを予定。
- 本要件の取扱いについては、平成21年度中に定め、運営要領の改正を行う予定。

② 今後の事務手続きについて

- 平成22年度当初の申請手続きについては、暫定的に現行要領のまま行う。
 - ※ キャリアパス要件等の設定については、平成22年2月サービス分からは適用しない。
- キャリアパス要件等の適用時期については、労使交渉(一般的には4月以降)の時期等も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等を設けることを予定。
- 平成22年度の申請手続後、キャリアパス要件等に関する届出が必要となるが、手続きについては、可能な限り簡素化を図る等、一定の配慮を行う予定。
- 昨年12月開催の「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」では、キャリアパスに対する取り組みは重要との認識がある一方、事業所規模に応じた一定の配慮が必要等の指摘もあり、要件設定の際に参考にすることとしている。
 - ※ 本懇談会の資料・議事録は厚生労働省ホームページに掲載。

(参考) 今後の介護職員処遇改善交付金事業スケジュール (案) のイメージ図



介護関連施設の整備について

平成21年度第一次補正予算に計上した介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の緊急整備を推進するため、下記の事業を実施することとしたものであり、平成23年度までの3年間において、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を合計16万人分整備することを目標としており、各都道府県においても、第4期計画期間全体にわたり計画的な基盤整備を推進されたい。

また、この緊急整備については、各都道府県に造成した基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)を原資として補助を実施する基金事業と、都道府県による広域型施設に対する補助事業により実施するものであり、<u>現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、介護基盤整備の早期実施</u>に取り組まれたい。

介護基盤整備の早期実施

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業

第4期計画期間中に各都道府県において実施する地域密着型サービス等の整備に必要となる金額について、確実な財源として確保したものであることから、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立てることにより、地域密着型サービスの基盤整備を推進すること。

都道府県からの補助による広域型特養等の整備事業

都道府県等が実施する広域型特養等に対する補助に対しては、介護基盤の緊急整備に併せ地方財政措置の拡充が行われ、平成22年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われることから、地域のニーズに即した施設整備の早期実施を図られたい。

施設開設準備等特別対策事業

- ・円滑な開所に資する施設開設準 備経費に対する補助
- ・用地確保に資する定期借地権一 時金に対する補助

の活用等により、介護基盤整備の早 期実施を図られたいこと。

※(独)福祉医療機構による融資の拡充

・施設整備等に対する融資

貸付条件:融資率 90%

貸付利率:財投マイナス0.5%

地域介護・福祉空間整備等交付金について

平成22年度においては、従来実施していた小規模特別養護老人ホーム等の整備については、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」において補助が行われることとなるため、本交付金においては、以下の事業について積極的に取り組まれたい。

平成22年度新規

低所得高齢者の居住対策:都市型ケアハウス (仮称)

単身の低所得高齢者が増大している中、要介護度は低いものの、見守り等が必要なため居宅において生活が困難な 高齢者に対応するため、都市型ケアハウス(仮称)を創設するもの。

なお、都市型ケアハウス(仮称)、軽費老人ホームとともに、養護老人ホームの計画的な整備に引き続き取り組まれたい。

平成22年度新規

施設内保育施設整備事業

介護関連施設で働く職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備することにより、優秀な人材の確保や定着等を図るもの。

平成21年度以前からの事業

小規模福祉施設のスプリンクラー整備事業(平成21年度~)

消防法施行令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設置が義務付けられた小規模の福祉施設におけるスプリンクラー設置を 支援するもの。交付金の活用により早急なスプリンクラー設置を図り、入居者の安全確保の徹底を図られたい。

介護療養病床転換に係る整備事業(平成18年度~)

平成23年度末までに介護療養病床の転換を計画的に進めていくもの。交付金を活用の上、転換整備を計画的に進めていく ことが重要。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1~3	要介護4~5	計
全体	24. 3	17. 9	42. 1
	(57. 6%)	(42. 4%)	(100%)
うち在宅の方	13. 1	6. 7	19.9
	(31. 2%)	(16. 0%)	(47.2%)
うち在宅でない方	11. 1	11. 1	22. 3
	(26. 4%)	(26. 4%)	(52. 8%)

[※]各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計した もの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置について

○ 介護保険法の施行日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所していた者について講じている利用料、 居住費及び食費の負担軽減措置について延長するもの。

1. 現行の経過措置

- 対象者 介護保険法施行日(平成12年4月1日)前に措置により特別養護老人ホームに入所していた者
- 負担軽減の内容 利用料、居住費及び食費の合計額が法施行前の費用徴収額を上回らないよう、利用料、居住費及び食費の負担 を軽減

 厚生労働大臣が定める割合

 (5%、3%、0%)

居住費:0円/日

厚生労働大臣が定める金額 ※食費:390円/日

※食費・居住費の額は、年金収入42万円、多床室に入居の場合

〇 実施期間 平成22年3月31日まで

2. 現在の状況及び改正内容

現在の状況

- 経過措置の終了により負担増になる者が、平成21年6月末時点で、<u>約2万人</u>入所している。
- 〇 対象者の内訳は、約4割が90歳以上の高齢、約9割以上が基礎年金収入以下の低所得、約7割が要介護度4以上の重度の方であり、<u>経過措置終了に伴う負担増により施設利用の継続が困難になることが考えられる。</u>

改正内容

○ 現行の負担軽減措置の実施期間を**延長**する。

3. 施行期日

公布の日(日切れ法案:現行の経過措置が終了する平成22年3月31日までに施行する必要。)

未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について (調査時点:平成21年10月31日)

1. 未届の有料老人ホームに該当しうる施設の届出に係る指導状況について

		件 数	割合
平成21年4月30日時点の未届の有料老人ホームに該当しうる施設数		<u>446件</u>	
平成21年5月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当しうる施設数			_
有料老人ホーム非該当等		44件	
有料老人ホームに該当しうる施設数		565件	100.0%
	平成21年10月31日まで届出済	176件	31.2%
	平成21年10月31日まで未届	<u>389件</u>	68.8%

- ※1 「有料老人ホームに該当しうる施設」には、現在実態把握中のものを含む。
- ※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当しうる施設の入居者処遇等に係る指導状況について

		件 数	入居者の処遇 等に係る指導
有料老人ホームに該当しうる施設数		565件	<u>213件</u>
	平成21年10月31日まで届出済	176件	91件
	平成21年10月31日まで未届	389件	122件

- (参考)入居者の処遇等に関する指導の主な事例数
- ※件数は指導した都道府県数
- 〇一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(8)
- 〇居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(10)
- ○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(4)
- ○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(8)
- 〇行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導(7)
- 〇入居一時金の保全措置を講じるよう指導(5) 等

市町村地域包括ケア推進事業について

○市町村における地域包括ケア推進のため、地域包括支援センター等を活用して、

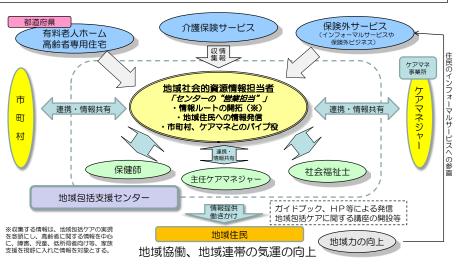
- ① 介護保険外サービスや住宅関係の情報を含めた高齢者の地域生活を支えるサービス等に関する情報の収集・発信機能を強化する事業や、見守り活動等地域のネットワーク構築を支援する事業 (全国50市町村が対象)
- ② 集合住宅等に居住する高齢者に対し、24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業等を実施。なお、この他、市町村の判断により、地域包括ケアの推進に資する事業も実施可能。

事業例

地域包括支援ネットワーク強化推進事業

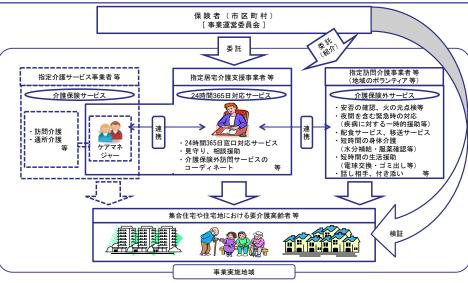
〇センターに介護保険外サービス、有料老人ホームや高齢者専用住宅等の住居に関する情報等、包括的な地域の社会的資源に関する情報を、市町村や既存の情報センターと連携しながら、収集・発信する担当者を配置して、センター内での情報共有さらに地域住民等への情報提供を行う。

〇地域住民に対して、多種多様な講座や勉強会を開催し、地域の持つ機能や可能性に気づかせ、見守り活動等の地域活動やインフォーマルサービスの主体的な取組を促し、地域包括ケアの推進のため、地域力の再生・復活の働きかけを行う。



集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対する総合支援事業(イメージ図)

○ 高齢者が住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対して、指定居宅介護支援事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供し、その効果及びコスト等の検証を行う事業を実施する。



- ※上記の他、地域包括支援センターの事務負担の軽減(IT化の推進)や地域包括支援センター間の連絡会議の開催と
- いった地域包括支援センターの機能強化に資する事業等を実施
- ※国から市町村への定額補助により実施

老健局 施策照会先一覧 (厚生労働省 電話代表O3-5253-1111)

事項	課名	係名	担当者名	内線	FAX
1.介護職員の処遇改善について					
・介護職員処遇改善交付金の申請率について	介護保険計画課	企画法令係	遠坂	内2260	03-3503-2167
・平成22年度以降の介護職員処遇改善交付金事業のス ケジュール(案)について	振興課	基準第一·第二係	岸	内3983	03-3503-7894
2. 介護関連施設の整備について					
	高齢者支援課	施設係	岩本	内3928	03-3595-3670
3. その他					
・特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措 置について	介護保険計画課	企画法令係	遠坂	内2260	03-3503-2167
・未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導 状況等におけるフォローアップ調査の結果について	高齢者支援課	主査	小林	内3981	03-3595-3670
・市町村地域包括ケア推進事業について	振興課	人材研修係	山本	内3936	03-3503-7894